

大洗町いじめ防止対策基本方針

令和 7 年 4 月（改訂）

大 洗 町

目 次

内容

はじめに	3
I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方	3
1 いじめの定義	3
2 いじめに関する基本的な考え方	3
II 大洗町及び大洗町教育委員会の取組	4
1 機関及び団体の連携を行う組織について	4
2 「大洗町いじめ問題調査委員会」の設置	5
3 「大洗町いじめ問題再調査委員会」の設置	5
4 未然防止に向けた取組	5
5 早期発見・早期対応に向けた取組	6
6 その他の措置	7
III 学校が実施すべき取組	7
1 学校いじめ防止基本方針の策定	7
2 学校いじめ防止対策委員会の設置	7
3 教職員の意識	8
4 未然防止に向けた取組	8
5 早期発見に向けた取組	9
6 早期解消に向けた取組	9
7 関係機関との連携	10
8 学校・家庭・地域との連携	10
9 教職員研修の充実	11

10	学校評価及び教員評価	11
IV	家庭の役割	11
1	保護者の責務	12
2	未然防止と早期発見	12
3	早期解消に向けた取組	12
V	地域の役割	12
1	未然防止に向けた取組	13
2	早期対応に向けた取組	13
VI	重大事態への対処	13
1	重大事態とは	13
2	教育委員会又は学校による調査	14
3	調査結果の提供及び報告	14
4	調査結果の報告	15
5	調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置	15
VII	その他のいじめの防止等のための対策に関する事項	15

はじめに

大洗町にとって、将来の町や地域を支えていく子どもたちは町の宝であり、子どもたちが心豊かに賢く成長していくことは、すべての町民にとって大きな願いである。

しかし、いじめは、子どもの教育を受ける権利を著しく侵害するばかりでなく、子どもの心を深く傷つけ、健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、生命・身体にも重大な危険を生じさせてしまう。

いじめをなくし、子どもたちが安心して生活できる町をつくっていくことが、私たち大人の大切な役目である。

「教育立町」をめざす大洗町では、これまでも「豊かな心育成宣言」をするなど、豊かな心を育成するため教育に力をそそいできた。

今後も、学校・家庭・地域社会が一体となって、豊かな心をもつ子どもを育てるとともに、子どもたちの絆づくりや居場所づくりに努め、いじめの未然防止やその解決に全力で取り組む必要がある。

そこで、ここに「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律 71 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「大洗町いじめ防止対策基本方針（以下、「基本方針」）」を策定する。

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（法第 2 条 1 項）」をいう。なお、いじめの発生場所は学校の内外を問わない。

2 いじめに関する基本的な考え方

（１）「いじめ」に関する基本理念

- ① いじめは、児童生徒の心を深く傷つけ、健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、生命・身体にも重大な危険を生じさせてしまう許されない行為であり、絶対にしてはならない行為である。
- ② いじめは、どの学校においても、またどの児童生徒にも起こる可能性がある社会問題である。
- ③ いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではなく、全ての児童生徒に関係する問題である。周囲ではやし立て、面白がって見ている「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」とならず、もしいじめがあれば、それを止め

る「仲裁者」となれるよう、いじめを決して許さない意識を児童生徒に育む必要がある。

- ④ いじめの形態は、児童生徒の人権意識やコミュニケーション能力の未熟さ、価値観の多様化などによって複雑になっており、インターネットを通じて行われるいじめも発生するなど、現代社会を反映している。

(2) 「いじめの防止等のための対策」に関する基本理念

- ① いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ② いじめの防止等のための対策は、児童生徒の生命及び心身を保護し、児童生徒をいじめから確実に守るとともに、児童生徒のいじめに関する理解を深め、児童生徒がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。
- ③ 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。
- ④ いじめの防止等のための対策は、学校に加え、町、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(3) 基本姿勢

- ① 児童生徒の豊かな心を育み、いじめの未然防止に努める。
- ② いじめの早期発見に努め、認知した場合は、迅速に適切に対応する。
- ③ 児童生徒がいじめ等の問題に屈せず、主体的に問題を解決できる能力を育てる。
- ④ 町民のいじめ問題に関する意識を高め、町全体でいじめの問題に取り組む体制を整える。

II 大洗町及び大洗町教育委員会の取組

大洗町及び大洗町教育委員会は、大洗町教育振興基本計画のもと、豊かな人間性をつちかう教育の推進（徳育）を基本として、「豊かな心育成宣言」をするなど、豊かな心を育成するための教育に力を入れて取り組んできた。今後も、豊かな心を育成する教育を重視すると共に、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な措置を講じる。

1 機関及び団体の連携を行う組織について

法第14条第1項に定めるいじめ問題対策連絡協議会として、「大洗町いじめ問題対策連絡協議会（以下、「協議会」）」を位置付け、いじめ防止等に関係する機関及び団体が情報を共有し、連携を図る組織とする。

なお、協議会の組織及び運営等に必要な事項は、別に定める。

2 「大洗町いじめ問題調査委員会」の設置

教育委員会と協議会との円滑な連携の下、いじめ防止等に関する対策を実効的に行うための「大洗町いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）」を設置する。

また、調査委員会は、いじめに関する重大事態に対処し、同種事案の再発を防止し、事実関係を明確にするための調査を実施するための組織とする。

なお、調査委員会の組織及び運営等必要な事項は、別に定める。

3 「大洗町いじめ問題再調査委員会」の設置

いじめの重大事態への対処又は同種事案の再発を防止するため、法第 30 条第 2 項の規定に基づき、再調査を行う組織として、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）によって構成される「大洗町いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）」を設置する。

なお、再調査委員会の組織及び運営等必要な事項は、別に定める。

4 未然防止に向けた取組

（１）豊かな心を育成するための取組の充実

児童生徒の豊かな心を育成するために掲げた「豊かな心育成宣言」４つの取組を、学校及び町全体で推進するための活動を充実させるとともに、児童生徒が心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うため、体験活動等の充実を図る。

（２）教員の資質能力の向上

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員に対する研修を実施すると共に、校内の研修が充実するよう支援する。

（３）大洗町非常勤講師等の配置

児童生徒へのきめ細かな指導・相談を行うため、必要に応じて大洗町非常勤講師等を配置すると共に、心理等に関する専門家を大洗町教育センターへ配置する。

（４）いじめ防止対策等の調査研究の活用

国や県で行ってきたいじめの未然防止及び早期発見・早期対応のための方策、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方、その他のいじめの防止等のために必要な事項に関する調査研究の結果を活用する。

（５）保護者・地域への働きかけ

「豊かな心育成宣言」の趣旨に沿って、町ぐるみで、子どもの豊かな心の育成に取り組めるよう広報・啓発に努める。

また、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談体制等について、チラシ、ホームページ等による広報・啓発を行う。

（６）家庭への支援

保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて、児童生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や大洗町教育センター相談窓口の周知などにより家庭への支援を行う。

(7) 特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援

特別な支援を必要とする児童生徒一人一人がいじめを受けることなく、充実した学校生活を送れるよう次のような支援に努める。

- ・ 大洗町教育研究会と連携し、特別支援教育に係る研修を行い、教職員の資質の向上を図る。
- ・ 特別支援員配置事業による小中学校への支援員の配置を継続して行い、特別な支援を必要とする児童生徒の観察とその支援の充実に努める。
- ・ 特別支援学校のセンター的機能の活用を図ることにより、町内の小中学校に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の支援体制のより一層の充実に努める。

5 早期発見・早期対応に向けた取組

(1) 大洗町教育センターの教育相談体制の充実

児童生徒及びその保護者が、早い段階からいじめに関する悩みを訴えたり、相談したりできるよう、大洗町教育センターの教育相談体制の充実に努める。

(2) いじめに関する通報及び相談を受ける機関の周知

児童生徒及び保護者がいじめに係る訴えや相談をすることができる機関（大洗町教育センター親と子の相談室、茨城県水戸教育事務所いじめ・体罰サポートセンター等）をチラシやホームページ等により広く周知する。

(3) 茨城県スクールカウンセラー配置事業等の積極的活用

茨城県スクールカウンセラー配置事業及び緊急スクールカウンセラー等派遣事業等を積極的に活用し、児童生徒・保護者からの相談を受ける体制の充実に努める。また、同事業のスクールカウンセラー等の活用により、集団に対する関わりやいじめの未然防止等についての校内研修等の充実に努める。

(4) いじめの問題解決への支援体制の整備

学校だけでは解決が困難な事案等に対して、指導主事や大洗町教育センター相談員等を派遣する。また、必要に応じて専門家を加えて組織的に学校の支援に努める。

(5) 学校におけるいじめ防止等の取組の点検と充実

各学校におけるいじめの実態把握の状況やいじめの問題に係る組織的な取組状況等を点検するとともに、国や県の教員向け指導用資料やチェックリスト等の活用を促進し、学校におけるいじめ防止等の取組の充実に努める。

(6) インターネットを通じて行われるいじめへの対処

インターネット等を通じて行われるいじめを防止し、早期に発見し、効果的に対処することができるよう、携帯電話の正しい使い方などについての啓発活動を促進する。また、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対応するため、茨城県教育委員会及び関係機関との連携を図る。

6 その他の措置

大洗町教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項の規定及び大洗町立学校管理規則第8条の2に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

III 学校が実施すべき取組

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、校長のリーダーシップのもと、「学校いじめ防止対策委員会」を中核として、教育委員会との適切な連携により、学校の実情に応じた対策を推進する。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は「国の基本方針」「県の基本方針」「町の基本方針」を参酌にして、学校として、どのようないじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。策定にあたっては、以下の点に配慮する。

- ・いじめの防止等に係る年間活動計画を明確に示し、実効性のあるものとする。
- ・「学校いじめ防止基本方針」が学校の実情に即してきちんと機能しているか検証し、必要に応じて見直す。
- ・学校等のホームページなどで公表するなど、保護者、地域の理解と協力が得られるよう努める。
- ・保護者等の地域の方の協力をいただく上からも、「学校いじめ防止基本方針」の見直しにあたっては、保護者や地域住民の方々の意見を取り入れる。
- ・「学校いじめ防止基本方針」の見直しにあたっては、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が促されるよう配慮する。

2 学校いじめ防止対策委員会の設置

学校には、法第22条に基づき、いじめ対策についての総括的組織としての「学校いじめ防止対策委員会（名称は各校で決定する）」を設置する。

学校いじめ防止対策委員会は、いじめの防止等の対策について、全ての教員が一致団結していじめの問題に取り組むための指導的役割を果たす。

（１） 学校いじめ防止対策委員会の構成

管理職、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等の複数の教職員に、スクールカウンセラー等の心理、福祉等の専門的な知識を有する者、その他の関係者等を加えるなど、いじめ防止等に関する対策を実効的に行うメンバーで構成する。

（２） 校内いじめ防止対策委員会の役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組やその検証・改善

- ・学校いじめ防止基本方針の公開に関する事
- ・具体的で実効性のある校内研修の企画・運営
- ・いじめが生じた際の組織的な対応
- ・いじめ事案の事実関係の調査
- ・いじめ防止等についての取組やその検証・改善
- ・保護者や地域へのいじめに関する情報の提供
- ・その他、 学校長が定めた事項

3 教職員の意識

学校における最も重要な教育環境は教職員であるという認識の下、大洗町の教員は、これまでも家庭訪問を行ったり、日常的に児童生徒や保護者とのつながりを大切にしたりするなど、児童生徒に寄り添い、きめ細かな配慮のもとに教育活動を展開してきた。

今後も、児童生徒一人一人の人権を尊重し、日常的な関わりを重視すると共に、教職員の言動が児童生徒に大きな影響を及ぼすことなど十分に意識し、以下の点に留意していじめの問題の根本的な解決に努めることとする。

- ・「いじめは人権を侵害する決して許されない行為である」ことを児童生徒にしっかり伝え、人権教育の充実や規範意識の醸成に努める。
- ・「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである」といった危機感をもって教育にあたる。
- ・「いじめは人間の命に関わる重大な問題である」といった認識をもち、いじめに苦しんでいる児童生徒のために、いじめの兆候をできるだけ早く察知し、早期解決につなげるよう努める。

4 未然防止に向けた取組

いじめの問題の根本的な解決のためには、未然防止の観点に立った取組を充実することが不可欠である。そのため、以下の点を重視し全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌づくりに努める。

- ・児童生徒の「豊かな心の育成」をすると共に、生命や人権を尊重する心をはじめとする豊かな情操や道徳心を育てる。
- ・自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を育てる。
- ・コミュニケーション能力を育むと共に、心の通じ合う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ・規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・インターネット等の利用にかかわる危険性やトラブルについて、最新の動向の把握に努め、情報モラル教育を実施すると共に、児童生徒・保護者への啓発を図る。
- ・いじめを生まない土壌づくりのために、学級活動や児童（生徒）会活動などにより、いじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組みを推進する。

これらを推進するために、教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、児童生徒に基礎・基本の確実な定着を図ることにより、学習に対する達成感・成就感を味わわせるよう努める。

また、児童生徒一人一人の活躍の場面や互いに認め合うことができる場面を意図的・計画的に設定するなど、児童生徒の自己有用感を高め、自尊感情を育むよう努める。

5 早期発見に向けた取組

日頃から児童生徒理解を深め、早期発見に努めることが大切である。いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかと観察を重ねるなど、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを積極的に認知することが必要である。

そのため、以下の点に配慮して早期発見に努める。

- ・児童生徒の表情や行動の変化、欠席や遅刻等の状況の変化等、小さな兆候やサインを見逃すことなくアンテナを高く保つなど、日常的な観察を重視する。
- ・教職員相互及び児童生徒の教育に関わる全ての関係者が、積極的に児童生徒のいじめに関する情報を交換し、共有する。
- ・定期的なアンケート調査の実施や教育相談の充実等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ・学校・家庭・地域が連携を密にして、児童生徒の見守を行う。
- ・特別な支援を必要とする児童生徒に関しては、特に小さな変化を見逃さず、全職員で情報を共有できる機会を確保するとともに、全職員で見守る体制づくりを行う。

6 早期解消に向けた取組

(1) 普段からの対応

教職員は平素より、児童生徒の生活上の様々な問題を、自ら解決していく力を育成する。また、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要である。

疑わしい行為や雰囲気をつかんだ場合には、すぐに声をかけたりやめさせたりするなど、初期の教職員の気づきと対応が大きなポイントである。

また、いじめの問題を担任一人で抱え込むことなく学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備しなければならない。

(2) いじめがあることが確認された場合の対応

- ・直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
- ・いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で、その児童生徒の

- 人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- ・ いじめをやめさせるための適切な措置を講じると共に、その再発防止策を講じる。
 - ・ 家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。
 - ・ 教育委員会と連携を密にとり、事案に応じて関係機関と連携を図る。また、必要に応じて学校内だけでなく、各種団体や専門家と連携する。
 - ・ 収束に向かう過程においても、学校は家庭との連携を密にし、協力して該当児童生徒の健全な成長を支援する。
 - ・ 必要に応じて、いじめられている児童生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、継続的な相談・指導を行う。
 - ・ インターネット等の利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察等の関係機関と連携して対応する。
 - ・ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、児童生徒やその保護者に対する適切な対応ができるよう、学校相互間の連携協力を努める。

7 関係機関との連携

いじめの問題においては、児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合がある。そのため、平素から学校は、学校以外の相談窓口についても子どもや保護者への周知を行うとともに、関係機関（警察、いじめ・体罰解消サポートセンター、児童相談所、医療機関等）との日常的な情報交換や連絡会議の開催など、情報の共有に努めると共に、これら関係機関との協力体制の構築に努める。

8 学校・家庭・地域との連携

学校は家庭や地域と連携し、いじめの問題に対する地域ぐるみの対策を進めていくように努める。また、その兆候があれば些細な情報であっても、家庭や地域から学校に連絡が入るような関係づくりに努める。

そのため、以下の点に配慮する。

- ・ いじめの問題への対応の方針等については、PTA等との話し合いで改善を重ね、その理解を深める。
- ・ 大洗町学校地域連携推進委員会、大洗町青少年相談員連絡協議会、大洗町交通安全協会、防犯協会、学校安全ボランティア等との連携に努める。

学校と地域の連携により、校内外にわたって児童生徒が地域の大人と接する場面を増やし、児童生徒に地域の様々な大人が見守ってくれていることに気付かせ、心理的に安心して過ごせるように配慮する。

9 教職員研修の充実

いじめの問題に対する理解を深め、いじめの防止等を図るため、学校内における教職員の研修の充実を図る。

- ・実践的研修を行い、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図る。
- ・事例研究を通して、いじめの具体的な対応方法について通理解を深める。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。
- ・インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の情報モラルへの理解を深める。

10 学校評価及び教員評価

いじめ防止等に関する対策がより適切に行われるために、その取り組み等に対し評価する必要がある。取り組みの向上につながるよう次の点に留意して評価する。

- ・学校評価の中のいじめに関する項目については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、その実態把握や対応にどのような取組を行ってきたかについても評価する。
- ・学校いじめ防止基本方針に位置付けられたPDCAサイクルに基づき、その改善が行われるように努める。
- ・国の「学校評価ガイドライン」を参考に、評価項目を作成し、アンケート調査等による学校評価を適切に行い、その結果を以後の取組に活かすよう努める。
- ・教員評価の中のいじめに関する項目については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する。

IV 家庭の役割

子どもの成長にとって、家庭教育の役割はきわめて重要である。保護者は子どもに対して、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた成長・発達を促すよう努める必要がある。また、町で行ってきた「豊かな心育成宣言」にあるように、豊かな心を育成する必要がある。そのためには、保護者が子どもの教育に対する第一義的責任を自覚し、愛情をもって育てることが大切である。

1 保護者の責務

- (1) 子どもの話に耳を傾け、子どもの良さを認めるなどして、子どもの理解に努める。
- (2) 学校と日頃から連絡を取り合うとともに、授業参観や学級懇談、家庭教育学級等の機会を利用しながら、子どもの学校生活や交友関係の把握に努める。
- (3) 国、県、町、学校や地域社会等が講じるいじめの防止等のための取組に協力する。
- (4) 情報モラルについての理解を深めると共に、子どもにインターネット利用の社会的ルールやマナーなどを身に付けさせるよう努める。

2 未然防止と早期発見

- (1) 子どもの話に耳を傾け、「認める」、「ほめる」、「しかる」ことを通して、子どもたち自身に自らのよさや大切さに気付かせ、自分を大切に思う気持ちを高めさせたり、子どもに決まりを守るなどの「規範意識」を身に付けさせたりするように努める。
- (2) 町の講演会、PTA研修会や家庭教育学級等に参加するなど、子どもをどのように教育していけばよいのかについて学ぶように努める。
- (3) 子どものささいな変化を見逃さず、困っている様子があれば、子どもの話に真剣に耳を傾け、いじめの未然防止や早期発見に努める。その際、事実関係を冷静に判断し、必要がある場合、学校や専門機関に相談する。
- (4) 子どものスマートフォンやゲーム機等の使用については、家庭で約束事を決めるとともに、インターネットを通じて行われるいじめの被害を受けていないか、又は誹謗中傷等の書き込みを行っていないかなどについての確認を定期的に行う。
- (5) 学校や教育委員会からの連絡や情報に注意し、いじめの防止等について協力して取り組むように努める。

3 早期解消に向けた取組

- (1) 子どもがいじめを受けた場合、身体の安全を確保するとともに、学校と協力していじめの解消を図る。
- (2) 子どもがいじめをした場合、その行為をやめさせるとともに、速やかに学校へ相談する。
- (3) 子どもを通していじめの情報を把握した場合、子どものいじめとの関わりを確認するとともに、速やかに学校へ連絡、相談する。

V 地域の役割

いじめは、いつでもどこでも起こりうることから、いじめの防止等のためには、地域と学校との連携が重要である。

また、大人たちが積極的に児童生徒に関わるなど、家庭や地域が一体となって

子どもたちに関わるという連帯感が大切である。

1 未然防止に向けた取組

- (1) 地域と学校とが互いに情報を共有したり、それぞれの活動に協力したりすることを通して、常に連携を図るように努める。
- (2) 地域は、青少年育成者等を効果的に活用し、子どもたちの社会性や協調性、規範意識や人を思いやる心等を育てるために、地域の行事や体験活動への参加を促すなど、様々な交流や体験を通して、子どもたち同士、又は子どもたちと地域住民との心の結びつきを深めるように努める。

2 早期対応に向けた取組

- (1) 地域の住民、企業従事者、商店や商業施設等の経営者等は、地域においていじめ又はいじめと疑われる行為を認めた場合、その子どもたちに声をかけるなどして様子を見るとともに、町教育委員会又は最寄りの学校へ連絡するように努める。
- (2) 民生委員・児童委員や青少年相談員等は、地域においていじめの発見に積極的に取り組み、いじめ又はいじめと疑われる行為を認めた場合、町教育委員会及び学校と協力して対応する。

VI 重大事態への対処

1 重大事態とは

重大事態とは、次の(1)及び(2)に掲げるような事態を言う。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときであり、いじめの被害者に着目して判断される。

例えば次のようなケースが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。なお、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合でも周辺状況を勘案して、重大事態と捉える場合がある。

加えて、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

2 教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態の報告

学校は、重大事態であると判断した場合、教育委員会を通じて町長へ、事態発生について報告する。

(2) 調査の趣旨及び調査主体について

調査は、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

教育委員会は、学校からの報告により、調査を行う主体やどのような調査組織とするか判断する。

- ・学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会は、必要な指導・支援を行う。
- ・学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれのある場合には、教育委員会において調査を実施する。

(3) 調査を行うための組織について

- ・学校が主体となって調査を行う場合、各学校が設置している「学校いじめ防止対策委員会」を母体とし、当該重大事案の性質に応じて指導主事、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識を有する者を加える。
- ・教育委員会が主体となって調査を行う場合、教育委員会が設置した「調査委員会」を調査組織とする。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

当該重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したかという事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、学校及び教育委員会は積極的に資料を提供し、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。

① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議して調査に着手する。

(5) 留意事項

教育委員会は、事案の重大性を踏まえ、いじめをした児童生徒の出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

3 調査結果の提供及び報告

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査

によって明らかになった事実関係及び再発防止策等その他の必要な情報を提供する。

学校が調査を行った場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容、方法、時期などについて必要な指導及び支援を行う。

また、情報提供に当たっては、他の児童生徒や関係者のプライバシーの保護や個人情報の取扱いに十分配慮して行う。

4 調査結果の報告

教育委員会は、調査結果について町長に報告する。

5 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

- (1) 調査結果の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行う。
- (2) 再調査は、町長が設置する再調査委員会が行う。なお、再調査委員会の組織及び運営等の必要な事項は、別に定める。
- (3) いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果等を説明する。
- (4) 町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。
- (5) 再調査を行ったときは、町長はその結果を町議会に報告する。報告に当たっては、プライバシーの保護や個人情報の取扱いに十分配慮する。

VII その他のいじめの防止等のための対策に関する事項

大洗町は、当該基本方針の策定後、必要に応じて見直し検討を行い、必要な措置を講じる。